

特別支援教育行政の現状及び 令和3年度事業について

令和3年2月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 特別支援教育の現状
2. R2年度補正、R3年度予算案の状況
3. 最近の取組
4. 情報発信

特別支援教育の現状



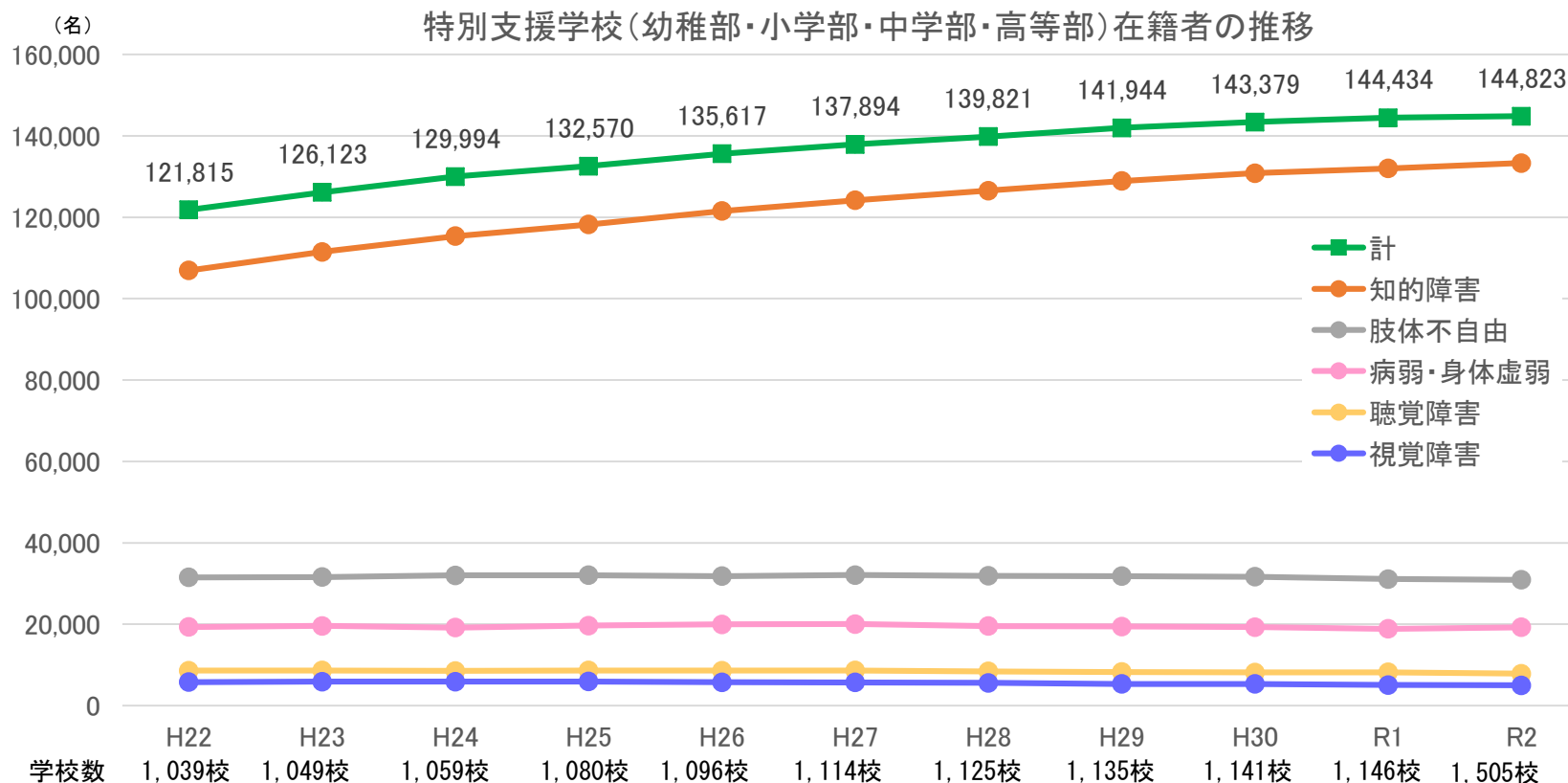
特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (※令和2年度)	視覚障害 (約5,000人) 聴覚障害 (約7,900人) 知的障害 (約133,300人) 肢体不自由 (約30,900人) 病弱・身体虚弱 (約19,200人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約144,800人 (平成22年度の約 1.2倍)	知的障害 (約138,200人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,300人) 弱視 (約600人) 難聴 (約2,000人) 言語障害 (約1,500人) 自閉症・情緒障害 (約151,100人) 合計：約302,500人 (平成22年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) (※令和元年度現在) 合計：約134,200人 (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数 (※令和2年度)	幼稚部：約 1,300人 小学部：約46,300人 中学部：約30,600人 高等部：約66,600人 } 義務教育段階の全児童生徒の0.8%	小学校：約218,000人 中学校：約 84,400人 } 義務教育段階の全児童生徒の3.1%	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度現在) } 義務教育段階の全児童生徒の1.4%
学級編制定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)



【令和2年度の状況】

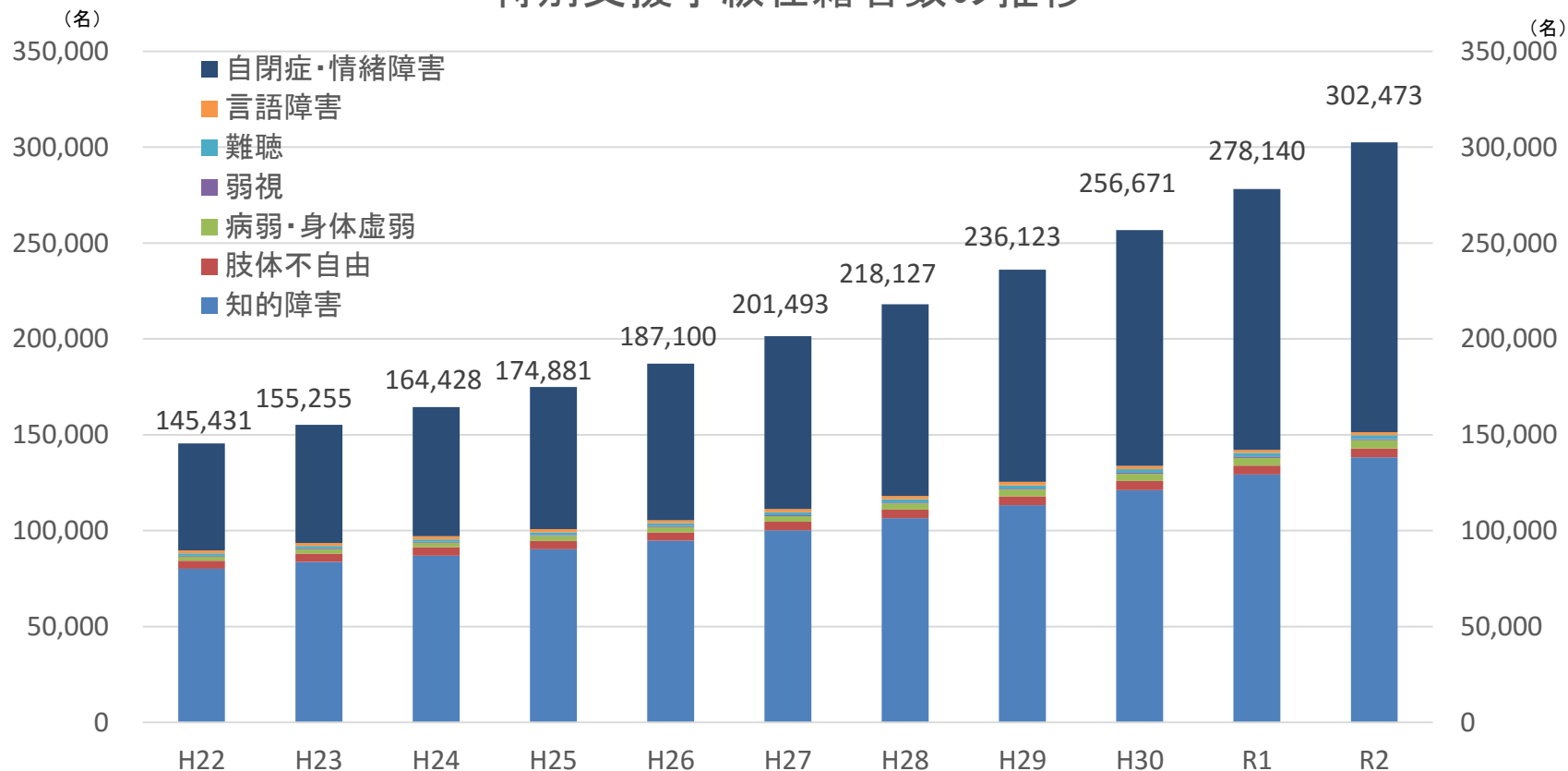
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	786	352	151	1,505
在籍者数	5,083	8,175	131,985	31,094	18,863	144,823

(出典)学校基本統計

※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数の障害種別数値の合計は計と一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)

特別支援学級在籍者数の推移



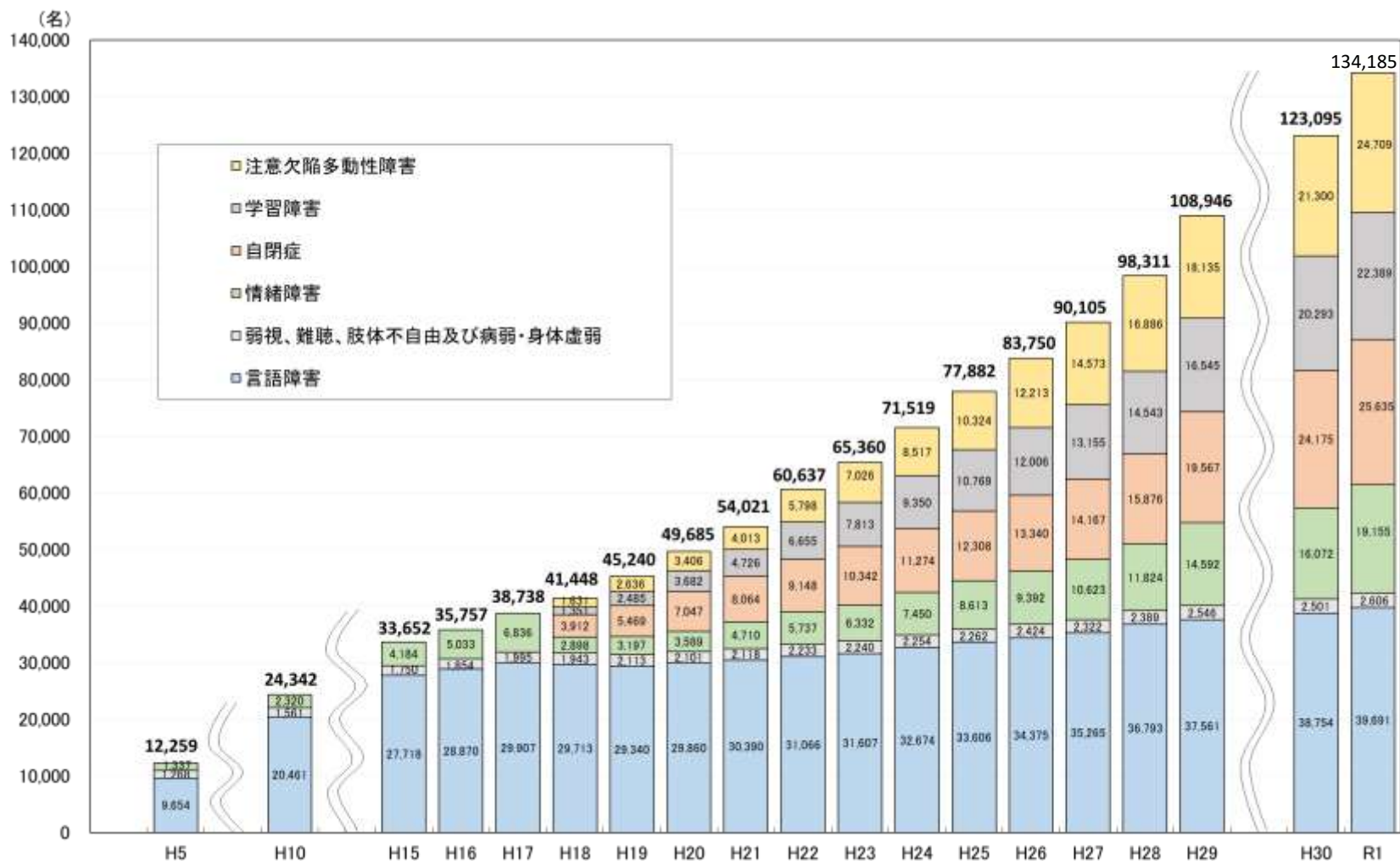
【令和2年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	29,162	3,150	2,518	537	1,294	707	29,287	66,655
在籍者数	138,232	4,685	4,312	643	1,965	1,495	151,141	302,473

(出典)学校基本統計

特別支援教育の現状

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

1. 特別支援教育の現状
2. R2年度補正、R3年度予算案の状況
3. 最近の取組
4. 情報発信



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 71百万円（新規）

① ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

自立活動や通級による指導において、感染症対策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの保障や担当教員の指導の質の向上など、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施

② ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発による効果的な指導の在り方について研究を実施

③ 文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について、障害の特性に応じた効果的な指導に求められる機能を踏まえたデジタル化を試行し、課題等を抽出

④ 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施

◆ 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 240百万円（207百万円）（拡充）

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆ 医療的ケアのための看護師の配置（拡充） （切れ目ない支援体制整備充実事業2,352百万円の内数） 2,100人 ⇒ 2,400人（+300人）

自治体等による医療的ケアのための看護師配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗する看護師の配置を含む）を支援

◆ 学校における医療的ケア実施体制充実事業 42百万円（29百万円）（拡充）

① 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究（新規）

中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなど、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について研究を実施

② 医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保（拡充）

医療的ケアのための看護師が、学校現場で働くに当たった基礎知識や、最新の医療や看護等の知識・技能を習得するための系統的な研修を推進

新型コロナウイルス感染症対策

◆ 低所得世帯へのオンライン学習通信費支援 653百万円（拡充） （特別支援教育就学奨励費の内数）（要保護世帯⇒I区分へ対象拡充）

低所得世帯（I区分）へ家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援

切れ目ない支援を支える基盤の構築

◆ 切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置（拡充） （切れ目ない支援体制整備充実事業2,352百万円の内数） 自治体の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

◆ 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 70百万円（150百万円） 指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施

◆ 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進 16百万円（21百万円） 特別支援学校（聴覚障害）と保健、医療、福祉等が連携した教育相談体制構築の実践研究等を実施

その他、政策課題に対する調査研究や、学習指導要領の趣旨徹底の取組等を実施

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和3年度予算額（案） 0.7億円
（新規）



背景 ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

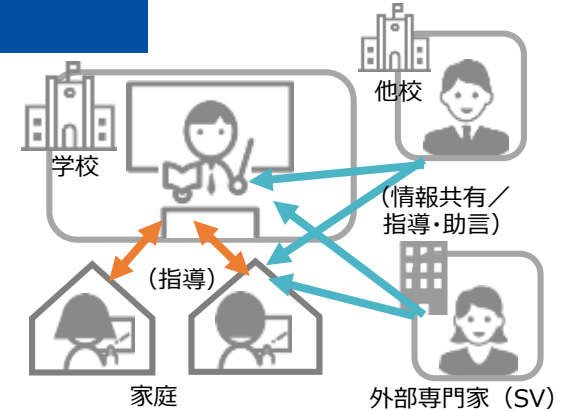
1. ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究 19百万円

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、感染症対策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの保障や、担当教員に対する指導助言の手法を充実することによる指導の質の向上などの観点から、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究する。

以下の観点についてICTを活用した実践を行う。

- ① 児童生徒の実態把握の在り方
- ② 効果的な指導の実践・評価の在り方
- ③ 在籍学級、外部の専門家、保護者等との連携の在り方

成果 指導事例、対応する際のポイント、留意事項等について整理し、指導のマニュアルを作成する。



対象校種 小・中・高等学校、特別支援学校

委託先 教育委員会、大学

箇所数、単価、期間 6箇所、310万円/箇所、2年

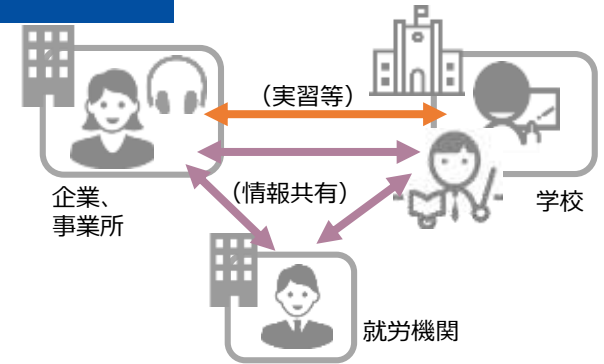
委託対象経費 研究事業の実施に必要な経費（謝金、委員等旅費、人件費、消耗品費等）

2. ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発 9百万円

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- PCの基礎スキル、ウェブデザイン、遠隔による接客など、企業等と連携した新たな職域に関する指導の実践
- 新たな職域・働き方を見据えた資質・能力の育成を目指す指導計画や実習計画の開発
- 遠隔で行う職場実習（評価の手法についての検討・実践）

成果 実践を踏まえて、新たな職域・働き方に求められる資質・能力、その力を育成するための指導法、実習事例などをまとめ、他自治体に共有する。



対象校種 特別支援学校(高等部)

委託先 教育委員会

箇所数、単価、期間 3箇所、300万円/箇所、2年

委託対象経費 研究事業の実施に必要な経費（謝金、委員等旅費、人件費、消耗品費等）

3. 文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究

200万円

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について、障害の特性に応じた効果的な指導に求められる機能を踏まえたデジタル化を試行し、課題等を抽出する。

○知的障害（国語、算数・数学、音楽）



○聴覚障害（言語指導・言語）



紙の教科書



デジタル化



委託先 民間団体

箇所数、単価、期間 4箇所、500万円/箇所、1年

委託対象経費 研究事業の実施に必要な経費（人件費、委員等旅費、謝金等）

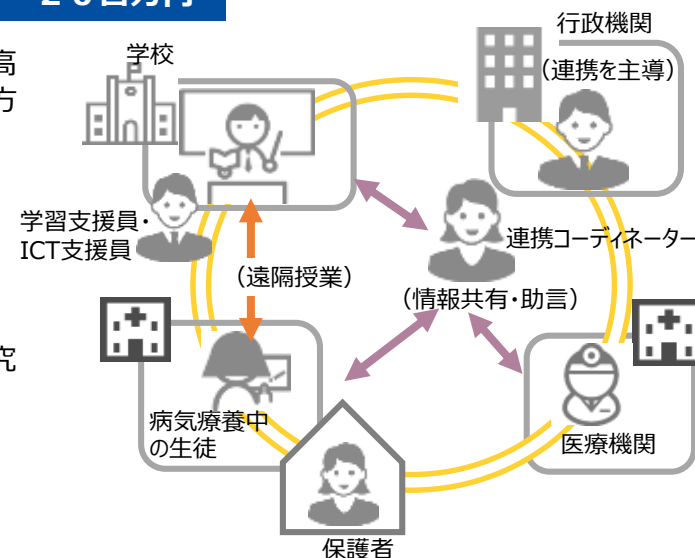
4. 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

200万円

小・中学校の義務教育段階に比べ、これまで十分な教育機会の確保や復学支援がなされてこなかった、高等学校段階における病気療養中等の生徒（※）に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施。

※ 長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等

- ① 病気療養中の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査（ICT機器の整備状況、通信環境等）
- ② 保護者・医療機関・教育機関等の連携による遠隔教育の教育環境整備に関する研究
- ③ 遠隔教育時の教師の派遣や学習支援員の配置等による遠隔教育の効果的な活用方法に関する研究
- ④ 学習状況の確認方法、単位認定及び評価等に関する研究



成果 調査研究事業の実績を踏まえ、優良事例集やマニュアルを作成し、他自治体に周知する。

対象校種 高等学校、特別支援学校(高等部)

委託先 教育委員会

箇所数、単価、期間 5箇所、400万円/箇所、2年

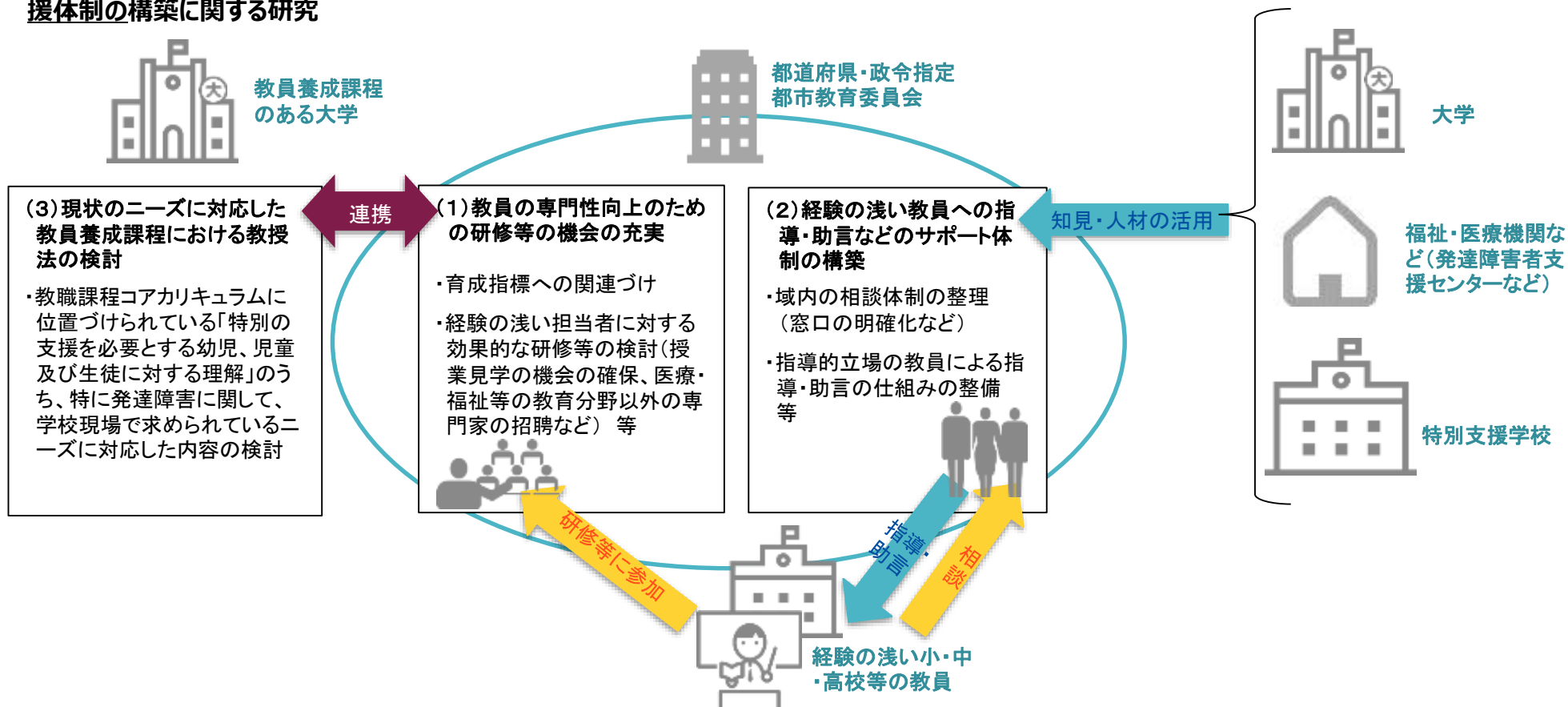
委託対象経費 研究事業の実施に必要な経費（謝金、委員等旅費、消耗品費等）

背景 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導については教員の専門性の向上が喫緊の課題となっている。学校組織の中で経験豊富な教員から若手教員へ知識等を伝達していく環境、及び、市町村教育委員会における知見が、必ずしも十分ではないことも踏まえると、特に、指導経験が浅く、十分な知識や技術のない教員に対する支援体制の構築が必要となっている。

経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業

44百万円

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導経験の浅い教員（通常の学級や通級による指導等の担当）の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究



対象校種 小、中、高等学校

委託先 都道府県・指定都市教育委員会

箇所数、単価、期間 7箇所、620万円/箇所、3年(令和2年度より)

委託対象経費 研究事業の実施に必要な経費 (謝金、委員等旅費、消耗品費等) -11-

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和3年度予算額（案） 24億円
（前年度予算額 19億円）



I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップ※1を支援

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進
⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

※1 交付初年度から3年を限りとする。

【参考】共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会

○ インクルーシブ教育システムを構築する上では、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効であり、既に各都道府県レベルでは、県全域を見通した「広域 特別支援連携協議会」が設けられるとともに、「障害保健福祉圏域」や教育事務所単位での支援地域の設定などが行われている。それら支援地域内の有機的なネットワークを十分機能させるためには、保護者支援を行うこと、連絡協議会を設置すること、個別の教育支援計画を相互に連携して作成・活用することが重要である。

○ インクルーシブ教育システムの構築に当たり、障害のある子どもの地域における生活を支援する観点から、地域における社会福祉施策や障害者雇用施策と特別支援教育との一層の連携強化に取り組む必要がある。また、卒業後の就労・自立・社会参加も含めた共生社会の構築を考える必要がある。

II 医療的ケアのための看護師、外部専門家の配置

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による**看護師配置**※2を支援 2,100人⇒2,400人【拡充】

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について（初等中等教育局長通知）

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。

※2 校外学習や登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置を含む。

個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、**専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置**を支援 348人

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領

第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い
児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

対象
校種

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、
高等学校、中等教育学校、特別支援学校

実施
主体

都道府県、市区町村
特別支援学校等を設置する学校法人

補助対象
経費

人件費、会議費など

補助
割合

国 1/3
都道府県・市区町村・学校法人 2/3

単独事業

◇特別支援教育支援員の配置の充実【拡充】

公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置経費を措置。

＜普通交付税＞



◇学校における医療的ケア対策の充実【新規】

特別支援学校において医療的ケアに対応するために教育委員会等が医療的ケアに知見のある医師(医療的ケア指導医)を委嘱する際に要する経費について措置。＜普通交付税＞

補助事業

◇切れ目ない支援体制の整備充実【継続】(国費24億円、地方負担額49億円)

「特別な支援を必要とする子供への修学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備」や「看護師・外部専門家配置」に必要な経費を措置。＜普通交付税＞



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが見込まれる中、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において教育活動を継続していく上で必要な感染症対策等を行い、子供の健やかな学びを保障するため、必要な支援を実施する。

I 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業

256億円

学校の感染症対策等を徹底しながら、コロナ禍に対応するための教職員の資質向上を図りつつ、学校教育活動を円滑に継続するために必要な事業を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、国が緊急的な措置として支援

- ◆補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ◆1校当たりの上限額：80万円～240万円程度

学校における感染症対策への支援

- ・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・教室における3密対策として換気を徹底するためのサーキュレーターやCO₂モニター等の購入経費
- ・教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費

コロナ対策等に資する教職員研修等支援

- ・感染症対策等に資する研修に必要な経費
 - ・オンライン学習等に資するICT研修に必要な経費
 - ・その他自己研鑽、能力開発研修等に必要な経費
- ※受講料、旅費、謝金、図書購入費、会議費等を支援

- ◆補助率：公立・私立1/2、国立10/10



II 幼稚園の感染症対策支援

24億円

幼稚園において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な経費、消毒液やペーパータオル等の保健衛生用品等の購入費を支援

- ◆補助対象：幼稚園、幼稚園型認定こども園
- ◆補助対象経費：感染症対策の徹底に必要な経費、保健衛生用品等の購入費
- ◆補助率：公立・私立1/2、国立10/10
(定員規模に応じて、1施設当たり30万円～50万円)



III 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

53億円

特別支援学校のスクールバスについては、幼児児童生徒の安全上の観点から換気が行いにくく、3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスクの低減を図る取組の強化を図るため、支援を実施

- ◆補助対象：特別支援学校
- ◆補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬
スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組
- ・通常時運行のスクールバスに加え、スクールバスの増便やジャンボタクシーの借り上げなど
スクールバスに乗車する医療的ケア児等の罹患を防ぐための福祉タクシー等借り上げ
- ◆補助率：公立・私立1/2、国立10/10



Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



児童生徒の端末整備支援

○ 「1人1台端末」の実現

- ◆ 国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等	令和元年度 1,022億円
国立、公立：定額(上限4.5万円)	令和2年度1次 1,951億円
私立：1/2(上限4.5万円)	

◆ 国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援

- | | |
|-------------------|---------------|
| 対象：国・公・私立の高等学校等 | 令和2年度3次 161億円 |
| 国立、公立：定額(上限4.5万円) | |
| 私立：原則1/2(上限4.5万円) | |

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

- 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
- | | |
|---------------------|--------------|
| 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等 | 令和2年度1次 11億円 |
| 国立、公立：定額 私立：1/2 | 令和2年度3次 4億円 |

学校ネットワーク環境の全校整備

○ 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援

- 加えて電源キャビネット整備の支援
- | | |
|---------------------|---------------|
| 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等 | 令和元年度 1,296億円 |
| 公立、私立：1/2 国立：定額 | 令和2年度1次 71億円 |

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

- 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援

対象：公立の小・中・高・特支等	公立：1/3	学校施設環境改善交付金の内数
-----------------	--------	----------------



GIGAスクールサポーターの配置

- 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の配置経費を支援

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度1次 105億円
公立、私立：1/2 国立：定額	

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

- 家庭学習のための通信機器整備支援

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度1次 147億円
国立、公立：定額(上限1万円) 私立：1/2(上限1万円)	令和2年度3次 21億円
- 学校からの遠隔学習機能の強化

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度1次 6億円
公立、私立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)	
- オンライン学習システム(CBTシステム)の導入

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なオンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度1次 1億円
公立、私立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)	令和2年度3次 22億円

1. 特別支援教育の現状
2. R2年度補正、R3年度予算案の状況
3. 最近の取組
4. 情報発信

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、

① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備

② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

- ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
- ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・特別支援学校教諭 ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点で踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進



趣旨

◆共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。同年4月に学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出した。さらに、令和2年7月に高等教育段階における新たな政策プランを加え、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

障害者の社会における活躍推進に向けて重点的に進める7つの政策プラン

1 障害のある人とともに働く環境を創る ～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を發揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

- ①障害者雇用促進に向けた基礎的な取組<実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等>
- ②法定雇用率の達成に向けた採用の取組<プレ雇用、ステップアップ制度の導入等>
- ③職場定着し活躍できる職場環境作りの取組<職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮>

3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する ～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

- ①学びの場の充実に向けた基盤の整備<自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進>
- ②コンファレンスの実施<障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催>
- ③生涯学習機会の充実に向けた調査研究<合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究>

5 障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

- ①小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備<大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等>
- ②障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備<スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化>
- ③スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上<会場づくりや運営方法について好事例を収集>

7 障害のある人の大学等の学びを支援する【新規】 ～高等教育の学びの推進プラン～

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することができ、多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

- ①大学間連携等による障害学生支援体制の強化
- ②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開
- ③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進
- ④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

2 発達障害等のある子供達の学びを支える ～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ①通級における指導方法のガイドの作成
- ②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

4 障害のある人の文化芸術活動を支援する ～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

- ①鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ②全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

- ①教師に係る障害者雇用の実態把握
- ②教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信
- ③教員採用試験の改善
- ④相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥教師以外の職員の障害者雇用の推進

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」

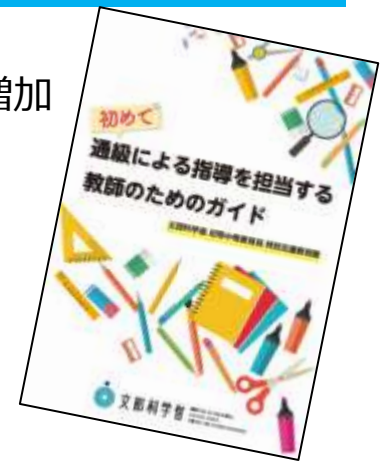
【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。👉 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



第1章 通級指導を担当するに当たって

第2章 通級指導の1年間の流れ

第3章 実践例

第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。→



（保護者面談の様子）



（子供の指導の様子）

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

【動画で紹介している取組実践例】

静岡県 外部機関と連携した交流及び共同学習
福井県 ICTを活用した全県的な交流及び共同学習
仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習
南箕輪村 副次的な籍を活用した交流及び共同学習
(長野県)
国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県:ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省:バリアフリー教室について

【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領
「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)



1. 特別支援教育の現状
2. R2年度補正、R3年度予算案の状況
3. 最近の取組
4. 情報発信

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

・系統性のある支援研究事業 実践事例集（H27～29）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1409214.htm

・発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 実践事例集（H28～R2）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h30/1420861.htm

・発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業（H30～R2）

⇒ **インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）（特総研）**



障害種、在籍学校・学級、学年など、条件を絞って事例検索をすることが可能。



<https://inclusive.nise.go.jp/>

学習上の支援機器等教材活用促進事業

学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 (H26～29)

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、ICTを活用した教材など、障害のある児童生徒が入手しやすい価格、障害の状態等に応じた使いやすい支援機器等教材の開発を支援。

学習上の支援機器等教材活用評価研究事業 (H29～R1)

教員が障害の状態や特性を理解した上で、適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器等の活用に伴う学習評価の研究を実施。また、支援機器等教材を必要としない幼児児童生徒及び保護者に対する理解啓発のための効果的取組について研究を実施。

学習上の支援機器等教材活用促進事業 「これが欲しかった！ICT機器の「次の」活用方法



http://kyozai.nise.go.jp/?page_id=154

特別支援教育教材ポータルサイト（特総研）



<http://kyozai.nise.go.jp/>

子供の学び応援サイト

～学習支援コンテンツポータルサイト～

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

自治体や民間が作成している、家庭学習の参考としていただけるコンテンツを紹介しています。



徳島県立総合教育センター 教材デジタル

幼稚園 小学校
教育相談 職場教育

特別支援教育

登録番号	544
コンテンツ名	ソーシャルスキルの話～コミュニケーション編～
ダウンロードファイル	544.zip (4913)
制作編者	PowerPoint 2013以降
ファイルサイズ	13.6MB
障害種別	共通
概要	コミュニケーションについてのソーシャルスキルを磨く時、挨拶をする時等、練習していく。

【詳細を表示】

(掲載例)



新着情報

令和2年12月18日「小学校理科」「中学校理科」を更新しました。
 令和2年12月11日「子供の学び応援コンテンツリンク集 外国につながる子供向けの教材が知りたい!」を更新しました。
 令和2年11月24日「小学校キャリア教育・交流及び共同学習」「中学校キャリア教育・交流及び共同学習」を更新しました。
 令和2年11月20日 子供の学び応援公式LINEアカウントリニューアルのお知らせ(一こらまをクリック)
 令和2年3月2日 サイト公開

子供の読書キャンペーン
さみうろ冊き
 今こそ本よもも! (子供向け)

じゃあねと一緒にご
手を洗おう!!

自由に学ぶ

子供の学び応援コンテンツリンク集

わくわくサイエンスリンク集

外国につながる子供の学び応援リンク集

マスクの作り方

奨学金・授業料等減免に関する情報

子供の運動を応援するサイト

学校の教科等を学ぶ

小学校

中学校

高等学校

特別支援教育

幼児教育

学校の先生・保護者が使えるリンク集

学校の先生へ

保護者の方へ

LINE公式アカウント
 友達登録用QRコード
 掲載、印刷等
 で自由にご使用ください。